△△△ケアプランセンター

指定居宅介護支援事業・指定介護予防支援事業　運営規程

（事業の目的）

第１条　□□会社＊＊＊が設置する△△△ケアプランセンター（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援事業及び指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、指定居宅サービス又は指定介護予防サービス等（以下「指定居宅サービス等」という。）を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者等（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

（事業の運営の方針）

第２条　事業所が実施する事業は、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。

２　事業所は、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

３　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、指定居宅サービス事業者等、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者等、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　前４項のほか、「尼崎市介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年12月21日条例第52号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第３条　指定居宅介護支援及び指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の提供に当たっては、事業所の介護支援専門員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　△△△ケアプランセンター

（２）所在地　尼崎市○○町○丁目○番○号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１人

事業所の従業者の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（２）介護支援専門員　○人以上

利用者等からの相談に応じ、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、指定居宅サービス等又は施設サービス等を適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

（３）事務職員　○人

必要な事務を行う。（※不要な場合（３）は削除して下さい。）

（営業日及び営業時間）

第６条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　○曜日から○曜日までとする。

ただし、祝日及び○月○日から○月○日までを除く。

（２）営業時間　午前○時から午後○時までとする。

（３）上記の営業日、営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援等の提供方法及び内容）

第７条 指定居宅介護支援等の提供方法及び内容については、次のとおりとする。

（１）利用者からの居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）作成依頼等に対する相談対応

当事業所内相談室及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行う。

（２）課題分析の実施

①課題分析の実施に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行

うものとする。

②課題分析の実施に当たっては、利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が

自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

③使用する課題分析票の種類は○○方式とする。

（３）居宅サービス計画等原案の作成

利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を盛り込んだ計画の原案を作成する。

（４）サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画等原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集した、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画等原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

（５）居宅サービス計画等の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画等に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

（６）サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画等の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画等の実施状況や利用者についての解決すべき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画等の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

（指定居宅介護支援等の利用料等）

第８条　指定居宅介護支援等の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

（１）指定居宅介護支援等を提供した場合の利用料の額は法定代理受領サービスであるときは、

徴収しないものとする。

なお、法定代理受領サービス以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）

によるものとする。

（２）提供した指定居宅介護支援等について法定代理受領サービス以外の利用料の支払いを受け

た場合、領収書及び指定居宅介護支援提供証明書又は指定介護予防支援提供証明書を交付する。

（３）次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収

する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートル未満 ○○○円

②通常の事業の実施地域を越えた地点から片道○○キロメートル以上 ○○○円

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、尼崎市の区域とする。

（事故発生時の対応）

第１０条　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

３　利用者に対する指定居宅介護支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

４　事故の発生又は再発防止に向けた指針の作成を行うものとする。

（苦情処理）

第１１条　指定居宅介護支援等の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、提供した指定居宅介護支援等に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定居宅介護支援等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス等の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を文書により得るものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１３条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができ

る）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。

（２）虐待防止のための指針を整備すること。

（３）従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（５）利用者及びその家族からの苦情処理体制を整備すること。

（６）その他虐待防止のために必要な措置をとること。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（暴力団の排除）

第１４条　事業者及び管理者は暴力団員等でないものとする。また、運営が暴力団等の支配を受けないものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１５条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後〇か月以内

（２）継続研修　　年〇回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、指定居宅介護支援等に関する諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

５　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、□□会社＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。